

イノシシに注意を！

最近、町内で山林や農地だけでなく、集落周辺でもイノシシの目撃情報が増えてきていますので、次のことに注意してください。

★イノシシに出会わないようにするには

- ・鈴を鳴らすなどにより大きな音を出す、また早朝や夜に外出する際には懐中電灯の光などで、人間の存在を知らせるようにしましょう。
- ・生ゴミや野菜クズの放置はイノシシのエサ場となり、居着いてしまう可能性があるためエサとなる誘引物は置かないようにしましょう。
- ・イノシシは草むらや藪に隠れるので、草刈をして見通しの良い環境を作りましょう。

★イノシシに出会ったら

- ・近寄らず、背中を見せずにゆっくり後退し、その場から速やかに離れましょう。急に走り出したり後ろを向いたりすると、イノシシが興奮して襲ってくる場合があります。

・イノシシを刺激しないようにしましょう。大声を出したり、石を投げたり、棒を振り上げたりして威嚇し、追い払おうとすると興奮して襲ってくる場合があります。たてがみを逆立て、威嚇音を発している場合は特に注意が必要です。



- ・イノシシの子（ウリ坊）の近くには親がいる可能性があるため、不用意に近づくと危険です。
- ・犬を連れていると飼い主と犬を敵と判断し、襲ってくる可能性がありますので散歩時は注意してください。

★その他に

急に道路に飛び出してくることがありますので、車や自転車を運転する際には注意してください。特に山間部など、イノシシが出没しそうな場所は注意してください。

◆問い合わせ先

農林水産課

☎ 0858・58・6116



はい！消費生活相談窓口です

家庭教師の

契約のつもりが

学習教材の トラブル

3年分の教材も契約をしてしまった



Q：電話で中学生の家庭教師の勧誘があり、自宅で販売員から子どもと一緒に話を聞きました。その際、使用する教材が必要だと言われ、兄妹で使えるからと3年分の教材を勧められ、教材も契約をしました。最初は、使用していましたが、使いづらく、使う意欲もなくなりました。未使用のものがたくさんありますが、解約することができるのでしょうか。

A：家庭教師の契約と関連教材の契約の場合、中途解約をすることができますが、解約料は必要です。清算については、請求の上限はありますが、契約書に記載してある計算方法で請求されます。学習教材は実際に使用してみなければ、自分にあうかわかりません。また、途中で本人の気持ちが変わることもあります。契約内容や解約条件もしっかり確認をして、契約は慎重にしましょう。

◆お気軽に消費生活相談窓口をご利用ください◆

役場住民課

☎ 0859-54-5210 (平日)

鳥取県消費生活センター

☎ 0859-34-2648 (平日・土日)

◆古着等の訪問買取による被害が発生しています。必要な場合は、電話の際に訪問を断りましょう。